

公園墓地

使用者募集のしおり

大阪狭山市 市民生活部 生活環境グループ

問い合わせ先

〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
(直通番号)

072-360-4339

1. 募集する墓地

- (1) 名 称 大阪狭山市公園墓地
- (2) 所在地 大阪狭山市東野中一丁目 1 5 2 3 番地他

2. 申込資格

- (1) 一世帯につき一区画とする。(西山霊園または公園墓地のどちらか)
- (2) 本市の住民で、引続き3年以上在住し、原則として世帯主であること。
(霊園・墓地申請書を提出する際に、住民基本台帳に記載されている方)
- (3) 本人または世帯員が、西山霊園の使用者または公園墓地の使用者でないこと。

3. 申請書受付期間

- (1) 期 間 令和7年7月1日(火) から
- (2) 時 間 午前9時から 午後5時30分 まで(土・日祝日を除く)
- (3) 場 所 大阪狭山市 市民生活部 生活環境グループ
- (4) 提出書類 別紙のとおり
- (5) 申込方法 持参による申込申請のみとします。
(大阪狭山市ニュータウン連絡所及び郵送での申込受付は、
一切行いません。)
- (6) 備 考 申請後の「使用場所」の変更はできません。

4. 使用申請者の資格審査

提出された「大阪狭山市公園使用許可申請書」に基づき、資格審査を行います。
なお、申込資格に欠格事項がある場合のみ、使用申請予約票の取消しを通知いたします。

6. 申請者への通知

申請者には、「公園墓地使用区画決定通知書」及び「納付書」を郵送にて送付いたします。

7. 使用料及び管理料の納付の注意点

使用料及び管理料の納入後の辞退は通常の返還手続きとなります。なお、納期限内に全額納入されなかった場合は、辞退したものとみなします。また、次年度以降の管理料については年払いとなります。

8. 墓地を返還される場合

使用料の還付額は次のとおりです。

- ・使用許可後5年以内の場合・・・既納使用料の3／4
- ・使用許可後5年を超える場合・・・既納使用料の2／3

9. 墓地の使用について

当選された方は、使用許可後5年以内の囲障(巻石)工事等が必要です。

公園墓地案内図

